

## 南国市通学路安全対策連絡協議会設置要綱

### (名 称)

第1条 本会は、「南国市通学路安全対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、各関係機関が連携し着実かつ継続的に通学路の交通安全確保に取り組むことを目的として設置する。

2 協議会は、目的の達成のため、基本方針となる「南国市通学路交通安全プログラム」を策定し、南国市における通学路安全対策の実効性の一層の向上を図るものとする。

### (構 成)

第3条 協議会は、(別表) 委員により構成する。

2 構成員に事故及び異動等がある時は、その職位の後任者がその任に当たることとする。

### (協議会の開催)

第4条 協議会は、議長が必要に応じ招集する。議長は、南国市教育委員会学校教育課長がその任にあたる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (任 務)

第5条 協議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 「南国市通学路交通安全プログラム」を策定すること。
- (2) 通学路の危険箇所の把握・対策に関すること。
- (3) 地域住民に対する情報提供に関すること。
- (4) その他通学路の安全確保に関すること。

### (事務局)

第6条 事務局は南国市教育委員会学校教育課に置く。

### (細 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

(別 表)

南国市通学路安全対策連絡協議会委員

機関名	所属	役職名
南国市警察署	交通課	課長
	生活安全課	課長
高知県中央東土木事務所	道路管理課	課長
土佐国道事務所	南国国道維持出張所	所長
南国市校長会代表	南国市立小中学校	校長
南国市役所	建設課	課長
南国市役所	危機管理課	課長
南国市教育委員会	学校教育課	課長
	少年育成センター	所長